

第 15 回新潟水俣病施策推進審議会 会議録

- 開催日時：令和 7 年 3 月 13 日（木） 15 時 00 分から 17 時 15 分まで
- 場 所：新潟県庁西回廊 2 階講堂 web 会議システム zoom 併用
- 出席委員：丸田秋男会長、樺島博志委員、河内泉委員、関礼子委員、前田秀子委員、和泉哲章委員、渡邊登委員、曾我浩委員
- 欠席委員：橋本広一委員
- オブザーバー：新潟市保健衛生総務課長、阿賀野市健康推進課長
- 新 潟 県：中村福祉保健部長、昆福祉保健部副部長、湯本生活衛生課長、武田参事、公害保健係
- 議 題：1 「新潟水俣病福祉手当支給要綱」の見直し要請に係る対応について
2 新潟水俣病に関する動きについて
3 条例の「県の基本的施策」に基づく取組について

■ 議事概要

1 開会

2 あいさつ（中村福祉保健部長）

※終了後、公務により中村福祉保健部長は退席

3 審議会の開催成立

事務局から、第 15 回審議会が、新潟水俣病地域福祉推進条例施行規則第 3 条第 2 項に規定する定足数（過半数）を満たしており、審議会の開催は成立していることが報告された。

4 議題

1 「新潟水俣病福祉手当支給要綱」の見直し要請に係る対応について（非公開）

(1) 会議の非公開について

丸田会長より以下の非公開理由について説明

ア メチル水銀への曝露時期を審議するにあたり、水俣病関係訴訟に係る原告の方々の個別判断が引用され、氏名、住所、健康状態等の個人に関する情報に議論が及ぶ可能性があること

イ 各員の発言が公になることにより、審議会が外部からの干渉や影響を受け、公正中立な議論が損なわれる懸念があること

ウ 検討過程の未確定の情報が公になることにより、県民に不安や混乱を与える恐れがあること

以上の理由により、非公開とすることとした。

各委員からは、①これまでに会議を非公開としたことがあるか、②議事録の取扱い、③非公開資料の取扱いについて質問があがった。

事務局より①専門委員会を非公開としたことがあること、②当該箇所は概要を公表することを説明し各委員の了承を得た。

③については、施策推進審議会元委員へのヒアリング結果について、資料として取り扱わないこととした。

(2) 資料の説明

資料の概要を事務局から説明

(3) 意見交換

「新潟水俣病福祉手当支給要綱」について事務局から説明を行い、「福祉手当支給要綱の見直しを検討すべき状況にあるか」について意見交換を行ったが、意見をまとめるまでに至らなかった。

（主な委員意見については以下のとおり）

○新たな知見について

・大阪地裁、熊本地裁、新潟地裁の判決を新たな知見として、見直しについて検討をすべきである。最高裁の確定判決を待たなくとも、地裁判決も新たな知見として捉えることは可能である。

・新潟地裁判決において、昭和 41 年生まれの方が水俣病と認容されたことを重く受け止めるべきである。

・医学的な新たな知見を見出すには、データの集積が足りない状況である。

・裁判に関する意見、医学に関する意見をお聞きし、新たな知見が示されたと言えるか判断をしかねる。

・公金を支出する、特に個人に現金を支給するようなものについては、周囲の理解を得ることが難しい。その中で、裁判に関する状況、医学の状況を鑑みるに、県が県民の皆様へ支給要綱を見直す根拠として示せるようなものはないのではないか。

○今後の議論の進め方について

- ・長く時間をかけずに1か月とか2か月以内に、集中的に新しい知見とはどのようなものか整理すべき。
- ・今後の議論にあたっては、疫学の専門家の意見を聞く必要がある。

(4) 結果

支給要綱の見直しに必要な「新しい知見」が示されたか否か、一定の取りまとめまでには至らなかった。

今後の議論の進め方について、会長と事務局で預かり整理をした上で、できるだけ速やかに各委員にフィードバックすることで、各委員の了承を得た。

2 新潟水俣病に関する動きについて

3 条例の「県の基本的施策」に基づく取組について

丸田会長	<p>続きまして議題の2 新潟水俣病に関する動きについて、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>※ 審議時間の関係もあり、事務局から議題2、議題3を併せて説明。</p>
事務局	<p>資料1により、『水俣病認定審査や訴訟の状況について』、資料2-1、2-2により『今年度の取組について』説明</p>
丸田会長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見がありましたら、お願いをいたします。</p>
樺島委員	<p>資料1の裁判の関係ですが、昨年4月18日に地裁判決がありました。民事訴訟で47名のうち26名の被害者の方が損害賠償を認められて、残りの21名、この2名が判断せずということについて、これは何か分かりませんが、裁判上、水俣病の被害者と認められなかった19名、この方々について、福祉手当の支給対象となっているのかどうか、毎年気になる場所ですので、確認をさせてください。</p> <p>あるいは47名のうち、勝訴した28名、2人は公健法で認定済みなので福祉手当の支給対象ではありませんが、26名の裁判で勝訴した方も福祉手当の対象となっているのか、確認させてください。</p>
事務局(長谷川副参事)	<p>ノーモアミナマタ新潟第2次訴訟につきましては、新潟県は訴外のため、具体的には承知しておりません。</p> <p>しかし、原告においても福祉手当の支給要件を満たす方については、支給されてる方はおられてもおかしくないと思いますが、詳細は把握できないということです。</p>

樺島委員

毎年の要望で恐縮ではございますが、ぜひ敗訴された方も、県の条例の対象として、これは疫学条件の問題ではないと思いますので、積極的に県の福祉手当支給対象の範囲に入れていただきたいということで、意見させてください。

丸田会長

他にいかがでしょうか。

ご発言がないようであれば、本日用意いたしました議題は以上になります。

事務局からご発言がありましたらお願いいたします。

事務局（湯本課長）

本日は、ご審議いただきありがとうございました。

この場でいただいたご意見、また、これから様々な事業を通じて、お聞きするご意見を踏まえまして、今後の取り組みを引き続き検討して参りたいと思っております。本日は大変ありがとうございました。

丸田会長

ありがとうございました。

議題1につきましては、長時間、時間をかけることになってしまいました。会長の力不足もありまして、失礼な面もありましたがそこはどうぞお許しいただきたいと思えます。

では、以上をもちまして審議会会長としての進行は終了させていただきます。

長時間にわたりまして、議事進行にご協力をいただき、大変ありがとうございました。では、進行を事務局にお返しをいたします。

事務局（武田参事）

丸田会長、そして委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

最後に注意事項がございます。

本日、非公開でご審議いただいた議題1の「福祉手当支給要綱」の見直し要請に係る対応について、この審議につきましては、この後、会長と事務局がぶら下がり取材にて審議の概要を説明しますが、委員の皆様におかれましては、審議の内容を口外することはお控えいただきますようお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第15回新潟水俣病施策推進審議会を終了させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。